

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		簡易専用水道の清掃等の命令
根拠条例・規則名		水道法
条 項		第 3 6 条 第 3 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未設定（理由：処分の先例がないか、稀であるもの又は当面事案の発生が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難な場合）</li> <li>・関連する法令の規定  水道法第 3 4 条の第 2 第 1 項（簡易専用水道の管理）  水道法第 3 6 条第 3 項（改善命令）  水道法第 3 7 条（給水停止命令）  水道法施行規則第 2 3 条各号（管理基準）  水道法の一部改正について（昭和 5 2 年 1 0 月 2 2 日付け環水第 6 3 6 号厚生省事務次官依頼通知）  水道法の一部改正に伴う簡易専用水道の規制等について（昭和 5 2 年 4 月 2 6 日付け環水第 4 9 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知）</li> </ul>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		